

小規模保育事業
しあわせいっぱい保育園 新田

入園のご案内
(重要事項説明書)

令和8年度

保育理念



保育方針

- 子どもひとりひとりに寄り添い、個性を受け入れ、個性を大切に、愛情を育む
- 保護者の思いに寄り添い、保護者との信頼関係を築く
- あるがままを受け止め、安心して過ごせる環境をつくる
- 様々な考え方、様々な環境の家庭に寄り添い、受け止め

保護者にとって温かい場所をつくる

- 子どもの気づき、時間の流れにあわせ立ち止まり、こどもの自主性を育む
- 子どもひとりひとりの欲求を満たし、褒めることで自己肯定感を育み

健やかな心と体を育てる

保育目標



- 穏やかで安定した環境の中で、自分が認められ、受け入れられ

皆から愛されていると実感できる子ども

- 自分らしく過ごす中で、自分を信じ、失敗を恐れずに

何事にも意欲的に取り組み、やり通すことのできる子ども

- 自分の命を大切にし、他者を思いやり、

周りへの感謝の気持ちを持つことができる子ども

しあわせいっぱい保育園 重要事項説明書

1. 事業所の名称等

(1) 設置者(事業者の概要)

事業者の名称	株式会社ハンドシェイク
事業者の所在地	東京都新宿区高田馬場4-13-11 松島第一ビル6階
事業者の連絡先	03-5338-8411
代表者氏名	代表取締役社長 小木 寿

(2) 施設の概要

施設の種類	小規模保育事業(A型)			
名称	しあわせいっぱい保育園 新田			
所在地	仙台市宮城野区新田東3丁目 3-4 コージーコート新田 1階			
連絡先	022-369-3976			
施設長	青柳 舞			
開設年月日	令和4年4月1日			
利用定員 (3号)	0歳児(ひよこ組)	1歳児(うさぎ組)	2歳児(ぱんだ組)	合計
	6人	6人	7人	19人

※入所希望児童数や必要面積、職員配置により、年度ごとにクラス編成をしております。また、待機児童解消の対策により、令和6年1月1日より、最大で22名の受け入れが可能になりました。

保育事業内容	月極保育 ・ 延長保育
自己評価の概要	施設の自己評価(年1回)
	宮城県福祉サービス第三者評価を受審 (結果はインターネットにて公開されています。) 最終受審年度:令和6年度

敷地	敷地全体	186.60 m ²
	園庭	新田東中央公園(代替園庭)
園舎	構造	RC造 8階建て(1階部分)
	延べ	100.86 m ²

設備	部屋数	備考
保育室	1 室	0歳児～2歳児が同保育室内にあり
ほふく室	なし	保育室と共同
遊戯室	なし	保育室と共同
調乳室	1 室	調乳室ではなく調乳コーナーを設置
調理室	1 室	
幼児・職員トイレ	1 室	
その他設備		冷暖房、防火設備を設置

2. 事業の目的及び運営の方針

- (1) 当園は、児童福祉法に基づいて心身共に健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とします。
- (2) 当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117号)に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします

3. 職員体制(令和7年12月1日 現在)

職種	
園長	1人
保育士	10人(常勤:8人 非常勤:2人)
調理員 兼 栄養士	1人
準看護師兼保育従事者	0人
嘱託医 (小児科医・歯科医)	2人

4. 保育を提供する日と時間

【3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日～土曜日	
保育時間	保育標準時間	7:00～18:00
	保育短時間	8:30～16:30
延長保育	保育標準時間	18:00～19:00
	保育短時間	7:00～8:30 16:30～18:00
休業日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	

5. 利用料金

(1) 保育料

支給認定証の発行を行った仙台市が定める利用者負担額(月額)をお支払いいただきます。

(2) 延長保育料

対象時間			料金
保育標準時間		18:01~19:00	月3,000円 第2子以降 1,500円
保育短時間	7:00~8:29	16:31~18:00	月1,000円 第2子以降 500円

※延長保育料金は利用回数にかかわらず、月額になります。利用のない月はお引き落としされません。

※18:01以降(短時間保育は16:31以降)は延長保育時間となります。1分でも延長保育時間内に打刻されますと延長料金が発生しますのでご注意ください。

※電車等の公共交通機関の遅れに関しましても延長料金が発生いたします。

※やむを得ず閉園時間を超えてのお迎えとなった場合は追加で料金が発生いたしますので、ご了承ください。**19:01~19:05/500円 19:06~19:10/1,000円 以降5分経過ごとに500円**を追加で現金徴収いたします。閉園時間後も保育を提供するものではありませんので、保育時間内でのお迎えをお願いいたします。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項目	内容、負担を求める理由及び項目	金額
保育用品費 教材費	カラー帽子(1,330円)(学研) 防災頭巾(3,740円)(学研) 誕生日カード(330円)(学研)	入園時 5,000円
おむつ処理代	感染症対策、衛生管理の為	300円/月
日本スポーツ振興 センター共済掛金	園児の怪我や災害に備える為	315円/年 (任意)
延長保育料	延長保育に係る徴収	前頁参照

※備品等は価格が変動する場合がありますのでご了承ください。

※遠足・行事の際の実費や教材費など、上記以外で集金が必要になる場合はおたよりやアプリなどでお知らせし、別途徴収させていただきます。

※口座によるお引き落としが出来なかった場合は、実費で集金をさせていただきますので、現金でご持参いただきますようお願いいたします。

※口座登録が完了するまでの間は、現金で徴収させていただきます。

6. 支払方法

毎月27日に口座より引き落としさせていただきます。
(27日が土日祝の場合は翌営業日の引き落としになります。)
※口座によるお引き落としができなかった場合は現金で実費徴収させていただきます。

7. 非常災害対策

(1) 管轄する消防署

消防署名	仙台市消防局 宮城野消防署
所在地	〒983-0036 仙台市宮城野区苦竹3-6-1
電話番号	022-284-9211

(2) 管轄する警察署

警察署名	宮城県仙台東警察署
所在地	〒983-0041 仙台市宮城野区南目館21-1
電話番号	022-231-7171

(3) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、その他必要な訓練を実施しています。

避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	新田小学校
緊急連絡先	090-7797-7131(園の電話が繋がらない場合)

※災害発生時は個別の連絡は行っておりません。アプリの一斉配信により行います。また、災害時の電話によるお問い合わせには対応できない場合がございますのでご了承ください。

※災害の際は保護者、または緊急連絡先に記入されている方にのみ園児を引き渡しいたします。

※当園は浸水想定区域(土砂災害警戒区域)に所在しています。避難情報が発令されている場合は次頁の対応となりますのでご確認ください。

災害発生時等の対応について

しあわせいっぱい保育園新田

当園は「浸水想定区域(土砂災害警戒区域)」に所在しています

しあわせいっぱい保育園新田では、風水害や大規模な地震など災害が発生し、またはその可能性が高まった場合において、お子さんや職員の安全確保を図るため、仙台市から示された基準に基づき、次のとおり臨時休園等を行う場合があります。臨時休園等を実施する際は園から連絡しますが、災害の状況によっては不通となる場合もありますので、保護者の皆様におかれましては、あらかじめご承知いただき、主体的に情報収集等を行いながらご協力くださいますようお願いいたします。

風水害（避難情報発令）の場合

開園前	【警戒Lv3】 高齢者等避難	臨時休園します
	【警戒Lv4】 避難指示	
保育中	【警戒Lv3】 高齢者等避難	園児の <u>引渡しを行います</u> ので、お迎えにご協力ください。災害状況に応じ、園児とともに指定避難場所等に避難します(指定避難場所への避難が危険な場合には、園内での安全確保措置または近隣の安全な建物への避難を行います)。
	【警戒Lv4】 避難指示	

地震災害の場合

施設の安全と職員の体制が確保できる範囲内で開所となります。
(状況に応じ園児とともに指定避難所に避難します。)

当園の指定避難場所は
新田小学校

園の電話が不通のときは
緊急連絡先:090-7797-7131

8. 年間行事予定

4月	★入園進級お祝い会
5月	
6月	★保育参観・懇談会 ・ 前期内科健診
7月	七夕会
8月	★夏祭り会
9月	
10月	ハロウィンパーティー
11月	★生活発表会 ・ 後期内科健診
12月	クリスマス会
1月	★保育参観・懇談会 ・ ★個人面談(2歳児対象)
2月	おには外の会
3月	ひなまつり会 ・ ★そつえんしき ・ 進級式

★は保護者参加行事。この他、毎月、誕生日会、避難訓練、身体測定を行います。

不審者対応訓練は年に2回行います。

※実施の有無、実施内容、実施場所は変更になる場合がございますのでご了承ください。

9. 保育園の1日

時間	0・1・2歳児
7:00～	随時登園・合同保育(自由遊び)
9:15～	午前おやつ
9:45～	朝の会・各クラスの活動・午前睡やミルク等個別に対応
11:00～	食事の用意・食事・片づけ
11:20～	
12:00～	午睡
15:00～	目覚め
15:15	午後おやつ
15:30	
16:00	帰りの会・合同保育(自由遊び)・随時降園
18:00	延長保育開始(申し込み児童)
19:00	保育時間終了

10. 提供する特定地域型保育の内容

- (1) 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、小規模保育事業(A型)を提供します。
- (2) 給食施設届出を仙台市保健所へ提出しています。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(1ヶ月に1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。
- (3) 給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。アレルギーがでる食事については、代替食に対応しています。

11. 利用の開始及び終了に関する事項

(11-1) 利用の開始について

当園では、仙台市の利用調整に基づき当園に入所決定された教育・保育給付認定を受けた保護者が本重要事項説明等に同意された後に保育の提供を開始します。

(11-2) 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- (1) 保護者が支給認定要件に該当しなくなったとき
- (2) 支給認定保護者から保育園利用の取消しの申出があったとき
- (3) 市町村が保育園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

【3号認定子ども(保育認定)】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。) 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

12. 利用に当たっての留意事項

(1) (告知・報告)

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等の保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と登園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について相互に緊密な連携に努めます。

(2) (保育不可日)

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

- ア 保護者の乳幼児が伝染性の病気で、他の乳児に感染する恐れがあるとき。
- イ 保護者の乳幼児が伝染性の病気で、健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。
- ウ 災害の発生、または発生の恐れがあり、危険が想定されるとき。

(3) (不正行為への対応)

当園では、保護者が偽り、その他不正な行為によって施設型給付費支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して仙台市に通知いたします。

13. 嘱託医

(1) 内科医

医療機関の名称	のろこどもクリニック
医院長名	野呂 知世
所在地	〒983-0039 仙台市宮城野区新田東1丁目8-1新田東メディカルビル
電話番号	022-788-3830

(2) 歯科医

医療機関の名称	医療法人 新田東歯科クリニック
医院長名	加納 陽子
所在地	〒983-0039 仙台市宮城野区新田東 3-1-5
電話番号	022-236-8101

《健康診断について》

- (1) 入所前健康診断・・・入所前に嘱託医による健康診断を受けていただきます。
- (2) 定期健康診断・・・年に2回嘱託医による健康診断を行います。
年に1回嘱託歯科医による歯科検診を行います。
- (3) 身体測定について・・・毎月、身長・体重を測定します。結果はアプリで確認できます。

14. 健康管理について

保育の提供中、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに保護者、または保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が然るべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

15. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	本間 雪乃	しあわせいっぱい保育園 主任保育士
相談・苦情解決責任者	青柳 舞	しあわせいっぱい保育園 園長
管理運営担当者	小木 寿	株式会社ハンドシェイク 代表取締役
第三者委員	加藤 博之 電話番号 090-7071-1631	仙台市民生委員児童委員協議会理事 宮城野区民生委員児童委員協議会副会長 新田地区民生委員児童委員協議会会長

《要望・苦情等への対応方法》

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

16. 災害共済給付

独立行政法人、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。本制度は、学校、幼稚園及び保育所の管理下で、児童、生徒、学生、又は幼児の災害が発生したときに、災害共済給付を行う、国、保育所の設置者、保護者の三者の負担による互助共済制度で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度です。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付制度(任意)
保険金額	年1回 365円 内 本社負担額 50円、保護者負担額 315円

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合(保育所等における保育中を含む。)
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

*これはJSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

17. 個人情報の取り扱い方法

特定地域型保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
また下記の場合は必要関係機関に情報提供する場合があります。

- ・自治体から情報提供を求められた場合
- ・移行先や転園先への児童の情報の提供
- ・児童福祉法第25条第1項に該当する場合

18. 虐待の防止について

児童福祉法第25条第1項に該当する場合には、法令に基づき、保護者の同意を得ることなく児童相談所に等に情報を提供いたします。

19. プライバシー保護について

プライバシー保護の観点から、園行事等での撮影の際は以下の点にご了承いただいた上でお願いいたします。

- (1) 保護者が写真・動画を撮影される際は他のお子様や保護者の方のプライバシーにご配慮をお願いします。
- (2) 保護者の方が撮影された写真や動画はSNS等への掲載はご遠慮ください。
- (3) 職員の情報の公開や共有はご遠慮ください。
- (4) 人物だけでなく、個人を特定できるようなものや、名前が記載された物が多くありますので、映り込みには十分にご注意ください。

上記項目を遵守しなかったことによって生じた一切のトラブルについては責任を負いかねますのでご理解いただきますようお願いいたします。

20. 入園時に必要な書類

入園が決定した場合、速やかに以下の書類を提出してください。

- ① 入所児童家庭調査書
- ② 健康管理カード
- ③ 健康状態調書
- ④ 個人情報使用同意書
- ⑤ 延長保育申請書(ご利用の方のみ)
- ⑥ 預金口座振替依頼書

21. 持ち物について

- 通園カバンや靴下、おむつ等、**全ての持ち物に大きく、はっきりと記名**をお願いします。
- 清潔な物、お子様が使いやすい物をご用意ください。
- 手ぶら登園(おむつのサブスク)について
月額制でおむつとおしりふきの使い放題サービスを導入しています。おむつ、おしりふきの記名や毎日の持参が不要になりますので、ぜひご登録ください。
(別途お配りする資料をご確認ください。)
- お昼寝用バスタオル、カラー帽子は毎週末にお持ち帰りしていただき、洗濯をお願いします。
- 園から貸し出しをした衣服は、洗濯後返却をお願いします。
- ロッカー内は保護者の方でご確認いただき、着替えを使用した際は翌日に補充をお願いいたします。また、季節ごとに衣服の衣替えをお願いします。
- おむつは園で破棄します。布パンツへ完全移行になったタイミングからおむつ処理代は発生しなくなります。
- 嘔吐や下痢、血液等での汚れは感染拡大を防止するため、洗わずに返却しています。
汚れた衣服については感染拡大防止のため屋外で保管します。

■毎日持ってくるもの

0歳児	1・2歳児
・通園カバン	・通園カバン
・食事用エプロン(1～3枚)	・食事用エプロン(1～3枚)※各クラスの状況による
・汚れ物用取手付きビニール袋	・汚れ物用取手付きビニール袋

■園に置いておくもの

0歳児	1・2歳児
●着替え(服上下・肌着)(3セット) (スタイ・授乳用ガーゼは必要に応じて)	●着替え(服上下・肌着)(3セット) (スタイ・トレーニングパンツは必要に応じて)
●靴下(1足)	●靴下(1足)
●お昼寝用バスタオル(2枚)	●お昼寝用バスタオル(2枚)
●おむつ交換用バスタオル(1枚)	●おむつ交換用フェイスタオル(1枚)
●汚れ物用取手付きビニール袋(1枚)	●汚れ物用取手付きビニール袋(1枚)
●使用済みエプロン入れ(1箱)	●使用済みエプロン入れ(1箱)
●カラー帽子(園で用意します)	●カラー帽子(園で用意します)
●おむつ5～10枚程度(手ぶら登園利用者以外)	●おむつ5～10枚程度(手ぶら登園利用者以外)
●おしりふき(手ぶら登園利用者以外)	●おしりふき(手ぶら登園利用者以外)

22.持ち物の見本

□通園カバン(全園児共通)



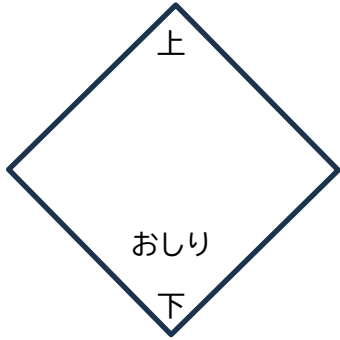
毎日持参して下さい。

□サブバック(全園児共通)



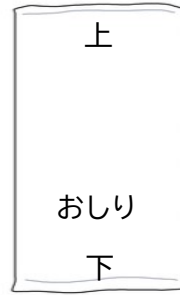
お昼寝用布団の持参や持ち帰りに使います。

□おむつ交換用バスタオル(0歳児)



2つ折りにしたバスタオルを使用します。上・下・おしりと記入してください。見える場所に記名をお願いします。

□オムツ交換用フェイスタオル(1・2歳児)



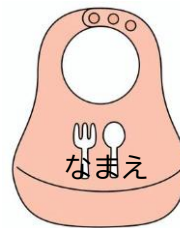
フェイスタオル大サイズくらいのもので、見える場所に記名をお願いします。

□汚れ物用取手付きビニール袋(全園児共通)



汚れた服を入れるのに使用します。毎朝カバンにセットしてください。

□食事用エプロン



特に指定はありません。園で使用したものは洗わずに返却します

□お昼寝用バスタオル(2枚)



1枚ずつ記名してください。季節に合わせてブランケットのご用意をお願いします。サブバックに入れて持参してください。

□使用済みエプロン入れ(1箱)



使用済みのエプロンを入れます。箱ごとロッカーで保管します。

□おむつ(手ぶら登園利用者以外)10枚程度



おむつに1枚ずつ記名をしてください。

□おしりふき(手ぶら登園利用者以外)



プラスチック製の蓋は衛生管理の観点から使用できません。

23. 給食について

献立の作成、食材の配達は大イハイクッキングデポに委託しています。

≪離乳食・幼児食の開始にあたって≫

- 給食・午後おやつは手作りで提供します。
- 離乳食は2回食の生活リズムが整い、中期食の形状が食べられるようになったら園での提供が可能です。
- 離乳食の間は毎月紙で献立表を配布しますので、食べたことない食材がある場合は、その食材が提供される日までにご家庭で試していただくようお願いいたします。ご家庭で食べたことのない食材は園で提供することはできません。

≪アレルギー対応食について≫

- アレルギー食の対応は医師の指示書が必要です。医師の指示書を基に代替や除去の対応をいたします。
- 0歳児～2歳児まで、卵は使わない献立となっています。牛乳は幼児食に移行後に提供開始です。

24. 連携施設の概要

満3歳に達した年度の3月31日を経過することにより、当園における保育の提供を終了した後の継続的な受け入れが可能な施設です。

○連携施設一覧(R6.1.1 現在)

連携施設名称(種類)	さいわい幼稚園(私立幼稚園)
所在地	仙台市宮城野区幸町3丁目3-3
連携施設名称(種類)	ふくむろ幼稚園(私立幼稚園)
所在地	仙台市宮城野区福室5丁目11-30
連携施設名称(種類)	みやぎ幼稚園(私立幼稚園)
所在地	仙台市宮城野区幸町2丁目9-25
連携施設名称(種類)	あけぼの幼稚園(私立幼稚園)
所在地	仙台市宮城野区高砂1丁目7-1
連携施設名称(種類)	お人形杜第二幼稚園(私立幼稚園)
所在地	仙台市宮城野区鶴ヶ谷2丁目2
連携施設名称(種類)	新田東すいせんこども園(幼保連携型認定こども園)
所在地	仙台市宮城野区新田東3丁目6
連携施設名称(種類)	新田すいせんこども園(幼保連携型認定こども園)
所在地	仙台市宮城野区新田4丁目13-5
連携施設名称(種類)	ニューフィールド保育園(保育所型認定こども園)
所在地	仙台市宮城野区新田東2丁目1-20

25.園での与薬について

- 原則、園での与薬は行っておりません。保育園に通っていることを伝え、朝、夜の2回の処方にしてもらう等ご協力をお願いいたします。
- 園で与薬できるのは、医師の指示書による処方薬のみです。市販薬はお預かりすることはできません。また、処方薬であっても、前回の症状で処方された薬はお預かりできません。
やむを得ず、園での与薬が必要な場合は
(1) 1回分の薬 (2)投薬依頼表(園でお渡しします。) (3)薬剤情報提供書 をご用意いただき、ジップロック等にまとめて職員に手渡ししてください。全ての容器、袋に記名をしてください。
手渡しされなかった場合や、記名が無い場合はお預かりすることができません。
- 風邪薬、塗り薬等の一部の処方薬については、与薬をお断りすることもあります。
- テープ剤は剥がれ落ちてしまい、誤飲の可能性があるのでお控えください。万が一貼って登園される場合はテープ剤に記名をして、その上から防水フィルム等で保護していただき、登園の際に職員にお伝えください。

26慣らし保育について

新入園児のお子様には慣らし保育を行っております。最初は1時間からお預かりし、お子様の様子や喫食状況に合わせて徐々に時間を延ばしていきます。

27.その他の留意事項

《送迎について》

- 送迎される方は近隣の方へのご配慮をお願いいたします。富士薬品さま側の駐車場はマンション居住者の駐車場ですので停めないようお願いいたします。また路上駐車もご遠慮ください。
- 開園時間は午前7時です。環境整備を行う都合上、7時前の入室はできません。
- 朝は9時までの登園にご協力をお願いします。給食の準備の都合がございますので、通院等で登園が遅れる場合や欠席される場合は朝9時までご連絡をお願いします。
※はいチーズ！システム内での欠席・登園時間の変更は9時まで、降園時間の変更は15時まで可能です。ご連絡がない場合はこちらから確認の電話をさせていただきます。
- 迎え時間の変更、予定外の延長利用の場合は事前にご連絡をお願いします。
- 送迎がいつもと違う方になる場合は保護者の方から事前にご連絡が必要です。また、引き渡しの際はお名前を確認させていただき、必要に応じて身分証の提示をお願いすることがあります。
- 公共交通機関の遅れ等の理由であっても18:01(保育短時間は16:01)を過ぎた場合は延長料金が発生いたします。園を出る時間をご利用時間を超えないようご注意ください。
※閉園時間を超えるお迎えがあった場合は厳重注意、および追加料金を徴収いたします。
- 送迎時の事故に関しては一切の責任を負いかねます。送迎の際の玄関ドアの開閉は保護者の方で行い、お子様と手を繋いでください。お迎え後は速やかにご降園をお願いします。道路への飛び出しには十分にご注意ください。

《身の回りについて》

- 1歳を過ぎると、自分で着脱をする練習が始まります。お子様が着脱しやすいよう、上下が分かれた衣服(セパレートの服)をご用意ください。肌着もロンパース以外でお願いします。
- 登園する際はサイズの合ったものを着用してください。袖や裾が長すぎるもの、ビーズやスパンコール、ボタンなどの装飾がついているもの、フード、紐がついているもの、ワンピースやスカート、タイツ、スパッツ等は活動の妨げになりますのでご遠慮ください。
- 冬場も室内は適温に保たれています。長袖の肌着、ヒートテック、裏起毛、ニット素材のものは、お子様の体温調節が難しく、汗冷えに繋がりますのでお控えください。
- 季節に合わせて上着のご用意をお願いします。フードや紐がついているものは遊具に引っかかってしまい危険なため、お控えください。
- 運動靴で登園をしてください。サイズの合ったもの、歩きやすいもの、お子様が自分で着脱できるものをご用意ください。サンダル、長靴、ブーツ等で登園される場合は必ず運動靴をご持参ください。※運動靴が無い場合、場合によっては外遊びを控えさせていただきます。
- ヘアゴムは装飾のないものを使用してください。シリコンタイプのヘアゴム、ヘアピンは誤飲に繋がる恐れがあるので禁止とさせていただきます。
- 身に付けるものには全て記名をお願いします。記名のないものは返却させていただきます。

《連絡帳について》

- 登園前までにアプリの連絡帳を送信してください。連絡帳は食事、睡眠、排便、体調等ご家庭でのお子様の様子を把握するための大切な記録となります。毎日ご入力いただき、園からの連絡にも目を通していただくようお願いいたします。授乳時間等が確認できない場合は電話で確認させていただくことがございます。

《その他》

- 毎朝検温をしてください。
- 生活リズムを整えて過ごせるようにご家庭でもご協力をお願いします。
- 食べ物、おもちゃ、キーホルダーの持ち込みはなさないようお願いいたします。
- 通園カバンの中は毎日確認してください。
- 爪はいつも清潔に、短く切って登園してください。
- 集団生活の場であることから、発熱(37.5℃以上)がある場合、または発熱に関わらず体調不良(嘔吐・下痢等)の場合は登園をお控えください。なお、登園後に症状が見られた場合はお迎えを前提としたご連絡をさせていただきます。
- 感染症と診断された場合は速やかに園にご連絡をお願いします。予防策といたしましてその旨を掲示いたします。※個人情報が掲載されることはございません。
- 住所・電話番号・保護者の勤務先・ご家族の状況・健康保険証などに変更があった場合は速やかに園にご連絡ください。仙台市へ提出が必要な書類をお渡しします。
- ご家庭でけがをされた場合は通院していただき、医師に保育園に通っていることを伝え、登園しても良いか確認してください。※特に首から上の怪我は後から症状が出る場合がありますので、通院してから登園していただくか、24時間はご家庭で様子を見ていただくようお願いいたします。

【感染症(伝染病)の治療後の手続きについて】

感染症(伝染病)に罹った場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

乳幼児は抵抗力が弱いので、病気が治ってもお子様の園生活に支障がないか、また他のお子さんへ感染する心配がないかを主治医に確認していただいてから登園を再開してください。

病名	登園の目安
麻疹	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ解熱後3日経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の膨張は発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	医師において感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師において感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	人身状態が良いこと
① ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス感染症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
② ウイルス性胃腸炎 (ロタウイルス感染症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと